

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	2020年6月15日
【会社名】	三谷産業株式会社
【英訳名】	MITANI SANGYO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三谷 忠照
【本店の所在の場所】	石川県金沢市玉川町1番5号
【電話番号】	(076) 233-2151 (代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役財務担当 西野 誠治
【最寄りの連絡場所】	石川県金沢市玉川町1番5号
【電話番号】	(076) 233-2151 (代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役財務担当 西野 誠治
【縦覧に供する場所】	三谷産業株式会社 東京本社 (東京都千代田区神田神保町二丁目36番地1 (住友不動産千代田ファーストウイング)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) (注) 上記のうち、東京本社は法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の 便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

## 1【提出理由】

2020年6月12日開催の当社第95期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2020年6月12日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

以下のとおり、定款の一部を変更する。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>(選任)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、第29条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

第2号議案 取締役16名選任の件

取締役として、三谷充、饗庭達也、三谷忠照、阿戸雅之、西野誠治、森浩一、梶谷忠博、竹内昇、渡邊伸寿、澤滋、干場克英、花田光世、長澤裕子、清水康、増田幸宏および島田亨の16名を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、高多倫正および伊藤聡子の2名を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、山本博之を選任する。

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって監査役を退任された日下公人氏および相磯秀夫氏の2名に対し、その在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	509,176	501	0	(注) 1	(注) 2 可決 (99.57%)
第2号議案				(注) 1	(注) 2
三谷 充	505,208	4,519	0		可決 (98.80%)
饗庭 達也	504,955	4,772	0		可決 (98.75%)
三谷 忠照	502,162	7,565	0		可決 (98.20%)
阿戸 雅之	505,102	4,625	0		可決 (98.78%)
西野 誠治	505,002	4,725	0		可決 (98.76%)
森 浩一	505,013	4,714	0		可決 (98.76%)
梶谷 忠博	504,957	4,770	0		可決 (98.75%)
竹内 昇	505,227	4,500	0		可決 (98.80%)
渡邊 伸寿	505,163	4,564	0		可決 (98.79%)
澤 滋	504,923	4,804	0		可決 (98.74%)
干場 克英	505,038	4,689	0		可決 (98.76%)
花田 光世	500,403	9,324	0		可決 (97.86%)
長澤 裕子	505,243	4,484	0		可決 (98.80%)
清木 康	505,149	4,578	0		可決 (98.79%)
増田 幸宏	505,216	4,511	0		可決 (98.80%)
島田 亨	505,202	4,525	0		可決 (98.80%)
第3号議案				(注) 1	(注) 2
高多 倫正	504,522	5,203	0		可決 (98.66%)
伊藤 聡子	505,340	4,385	0		可決 (98.82%)
第4号議案				(注) 1	(注) 2
山本 博之	504,546	5,181	0		可決 (98.67%)
第5号議案	464,079	45,648	0	(注) 1	(注) 2 可決 (90.75%)

(注) 1. 決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

第2号議案、第3号議案および第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

第5号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本株主総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分）に対する事前行使分および当日出席の株主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上